

平曲譜本の「清ム」注記

中村, 萬里
九州大学大学院 (修士課程)

<https://doi.org/10.15017/12026>

出版情報 : 語文研究. 56, pp.29-38, 1983-12-10. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

平曲譜本の「清ム」注記

中 村 萬 里

(一)

平曲譜本には「スム(清)ツメ(詰)ノム(呑)ワル(割)」等の発音注記が多く見られ、国語史的視点からいろいろ注目されるのであるがここでは特に「清ム」注記をとりあげてみたい。

この「清ム」注記の或ものについて奥村三雄氏は「少なくとも譜本当時の中央語では一般に濁音形が優勢だったからこそ「清ム」注記が必要だった。(中略)一おうその清音形が中世頃からの伝統形を示し、濁音形が譜本当時の姿を反映するV(『平曲譜本の研究』

619頁)と述べられる。例えば「勝事(尾崎本218d)」の語末等に付される「清ム」注記は、(a)△平曲伝承の初期においてそれが清音だったVのに対して、(b)△それは譜本当時の中央語で濁音形を普通としたVのために付した。つまり、平曲伝承当時の口頭語が伝承のうちに異形化したため譜本作成に際して注記が必要になったというのが奥村氏のお考えである。

注記の必要性と言えば、中世末期の抄物資料にも

○鄭玄モ本テハテイケントヨムソソラニ云時ハ鄭玄トヨムソ
トヨムソ
○礼記ノ檀弓篇ニアリソラニ檀弓ト云ソ礼記ノ本テハタンキウ
トヨムソ
○同・○550頁

のような清濁に対する注意があるがこれらの場合も、やはり△注意しないと、ソラニハ「チャウゲン」「ダングウ」のように濁音でよまれてしまうおそれがあったVという事を示す。つまり、こういう世界にはいくつかの読み方があって、それについての注意を促したものと考えられる。

詩字大成抄に

○春秋ト云ハ一年ノ春夏秋冬ノ四時ナリ春ト秋ト云ハ夏ト
冬トハソノウチニコモリテアルホトニニヲ字ヲキツテカルウ
云ナリ一年ト云心ソ一年中ノアルヲシルス心デ春秋ト云ソ
コレヤウニ云時ハ秋ヲニゴルソスミハセヌソコラノマイ平
家ナドニハ春秋ヲタモツトカタレトモ詩文ニハ秋ヲニゴルソ
書ノ名ニ春秋ト名ルヲ多ソ (下433頁)

とある。この記述は平曲がその発生当初の形を保持しながら伝承さ

れていく姿を詩学大成抄を記した惟高抄安(一四八〇〜一五六七年)が注意してかきとめたものとみるべきであろう。

「春秋」の読みは、惟高の時すでに違和感を抱かせていたことが分かるがこのままの伝承の形がやがて譜本化されて「清ム」注記が付されることになる。例えば、尾崎本「春秋」(227a)の注記例などはこのことを証明するものである。

平曲は師から弟子へと厳しく口授されていく口承資料でそこに存する「清ム」注記は伝統形を十分に尊重した上で施されたものである、その語りである語を清んで読ませるといった積極的な標示意識に基づいてなされた注記である。それ故、注記を付した者が如何なる注記意図を持って施したかという視点に立つて考えた場合、(一)注記が付された時代的背景(二)注記から見た資料の性格といったものが若干なりとも把握できるし、国語史研究の上で価値あるものである。

尤も「平曲譜本の研究」61頁でも述べられた如く、清ム注記が存するというのは、譜本当時の一般的な語形が濁音だった証拠、というような考え方にも限界がありそうである。

例えば、濁点についてそのすべてを、その語に濁点が付されるのは、当時の一般的な語形が濁音でなかった証拠、というように解釈する事は難しいと思われる。

濁点が付される条件の分析というものは、又別に考える必要があるが、△当時の一般語形が清音だったから、特に濁点を付して注意を促した▽という場合の他、△当時の一般語形が濁音であるものに対して有意的・無意的に適宜濁点を付する▽という事もあったと考えられる。とすれば「清ム」注記に関しても或程度その様な検討が必要

要かと思われる。

又、「清ム」注記が平曲伝承の初期、譜本当時の間における語形の変遷を示すと言っても、それが常に音声変化としての清濁変化を物語るとは限らない。例えば、「平曲譜本の研究」620頁でも説かれる如く「人代(京大本21オ)」の注記例など、音声変化としての清濁の変化というよりも、漢音読み・呉音読みという漢字の読み方に関係する場合もありそうである。「人代」の例は伝承当時は呉音形ニンダイが優勢だったが譜本当時は漢音形ジンダイが優勢になったため「清ム」注記が付されたと考えられるのである。

更には、奥村氏自身も説かれた如く、「平曲伝承のはじめ」とか「譜本成立期」とかいう概念にもいろいろ問題が残る。今その後者について言えば、A譜本の「清ム」注記がB譜本の注記を踏襲したとすれば「譜本成立期」というのは当然B譜本の成立期という事になるし、またB譜本の「清ム」注記がそれ以前の言い伝えによるとすればその言い伝えの始まった頃という事にもなる。

以上、「清ム」注記の解釈に関する問題点のいくつかを述べたが、何れにしてもこの種の発音注記の解釈はいろいろと難しい問題を伴う。

本稿も勿論それらを一挙に解釈するような事はできないわけだが取り敢えずそのような問題をふまえて、字音語の清濁に関する一考察を試みようとする。

資料としては尾崎家本平家正節注(略称・尾崎本)を中心に置き、京都大学蔵本平曲正節(略称・京大本)、九州大学蔵本平語注(略称・九大本)を参考資料として用いる。

尚、尾崎本の場合は次の如く、伝授物以下(大学堂書店影印本で

1138頁以降に極端な発音注記の偏在が認められるが今回は同質のものとして取扱う。^{注9}

<清ム> (1)

九	京			尾	譜本 / 範圍
	墨及朱	墨	朱		
250	9	92	156	160	(I)
	4	21	53	161	(II)

(漢語)

<詰メ>

九	京			尾	譜本 / 範圍
	墨及朱	墨	朱		
264	1	235	110	54	(I)
	0	79	49	132	(II)

<呑ム>

九	京			尾	譜本 / 範圍
	墨及朱	墨	朱		
216	3	186	83	31	(I)
	0	41	22	87	(II)

<割ル>

九	京			尾	譜本 / 範圍
	墨及朱	墨	朱		
20	0	7	12	0	(I)
	0	3	22	0	(II)

<清ム> (2)

京	尾	譜本 / 範圍
211	113	(I)
137	116	(II)

注①▽数は延べ語数、尾・京・九はそれぞれ尾崎本・京大本・九大本の略。
 ▽京の朱及墨のもので問題を有すると思われるものは除いた。
 例、「清ム」注記で(5・8オ「内府」)
 ▽Iは平物(巻一上〜十五下) IIは伝授物・灌頂卷等。
 注②▽数は異なり語数
 ▽京には朱・墨の注記があるが區別せず示した。

(二)

平曲譜本の「清ム」注記を一瞥して先ず注目されることは、ある漢字に限って多く注記が付されていることである。そこで注記が付されている一字またはそれ以上からなる漢語例を頻度のたかいものから順に列挙すると次のようになる(数は異なり字数、調査資料としては尾崎本を用いる)。

(A) 語頭

字	例数	字	例数
進	2	大	13
同	2	神	10
田	2	上	6
地	2	覚	6
頭	2	土	3
供	2	承	3
修	2	群	2
太	2	前	2

(B) 語中尾

字	例数	字	例数
塔	2	山	8
時	2	上	4
事	2	覚	3
代	2	次	3
臺	2	太	3
堂	2	者	3
土	2	州	3
道	2	官	2
牒	2	中	2
地	2	北	2
河	2	子	2
人	2	法	2
		照	2

次に(A)(B)に列挙したところの諸字をあらためて「韻鏡」の清濁の範疇に従って整理すると次のとおりである。^{注10}

(A) 語頭

字	声母	清濁	字	声母	清濁
道	定	濁	大	定	濁
同	定	濁	神	牀	濁
田	定	濁	上	禪	濁
地	定	濁	覚	見	清
頭	曉	清	土	定	濁
供	見	清	承	禪	濁
修	心	清	群	群	濁
太	透	次清	前	從	濁

(B) 語中尾

字	声母	清濁	字	声母	清濁
塔	透	次清	山	審	清
時	禪	濁	上	禪	濁
事	牀	濁	覚	見	清
代	定	濁	次	清	次清
臺	定	濁	太	透	次清
堂	定	濁	者	照	清
土	定	濁	州	照	清
道	定	濁	官	見	清
牒	定	濁	中	知	清
地	定	濁	北	幫	清
河	匣	濁	子	精	清
人	日	清濁	法	非	清
			照	照	清

この表により、語頭では「韻鏡」濁音字に、語中尾では「韻鏡」清音字に多く「清ム」注記が付されていることがわかる。

そこで更に、尾崎本で「清ム」注記が付されている延べ語数三二一語、異なり語数二二九語にのぼる漢語について、その注記の存する位置によって前表(A)(B)の如く語頭・語中尾に分け「韻鏡」の清濁の範疇で分類したものを次に示す。

〔表① 尾崎本〕

計	△次清	△清	△清濁	△濁	① ⊙	漢語
	147	4	37	0	106	
174	18	81	3	72		
321	22	118	3	178		
284						和語

注

▽数は延べ語数。①「韻鏡」の清濁
 ⊙「清ム」注記の位置。
 △京大本の数は朱・墨を一緒にした数。九大本の数は巻一上、十五下までの数。

※参考

〔九大本〕

計	△次清	△清	△清濁	△濁	① ⊙	漢語
	131	7	21	2	101	
119	6	58	7	48		
250	13	79	9	49		
218						和語

〔京大本〕

計	△次清	△清	△清濁	△濁	① ⊙	漢語
	151	5	27	5	114	
192	18	91	9	74		
343	23	118	14	188		
143						和語

※参考

〔表② 尾崎本〕

計	〈次清〉	〈清〉	〈清濁〉	〈濁〉	漢語	
					語頭	語中尾
99	3	28	0	68		
130	17	62	2	49		
229	20	90	2	117		

〔九大本〕

計	〈次清〉	〈清〉	〈清濁〉	〈濁〉	漢語	
					語頭	語中尾
67	5	11	1	50		
99	5	46	6	42		
166	10	57	9	92		

▽数は異なり語数。

表①②により「清ム」注記は(i)「韻鏡」濁音字に集中していること、比率にして 117/229=0.51 (ii)「韻鏡」清音字の語中尾に多いこと、比率にして 63/229=0.28、など一見して知られる(このこととは前表(A)(B)からも窺知されたことである)。

これらの点を中心に、個別的な検討を進めて行く。尚、「清ム」注記の実例を示す意味からも以下注記例を煩瑣を厭わず示すことにする(傍線部に「清ム」注記がある)。

〔I〕「韻鏡」清音字・次清音字の場合

「韻鏡」清音字・次清音字は、模式的には漢音・呉音を問わずとも清音になるとされている。漢音・呉音の違いにかかわらずいづも濁らず読まれていた文字に、ことさら「清ム」注記を加えて喚起すること自体、不自然である。それ故これらの例については右の通則とは別になんらかの事情があると想定される。紙幅に余裕がな

い故、その内で特徴的な例だけを検討の対象としてとりあげるにとどめておく。その際、語頭を語中尾とでその注記意図に差異が認められるので〔I-1〕語頭への注記例、〔I-2〕語中尾への注記例に分けることにする。以下「韻鏡」濁音字の場合も同様に分ける。

〔I-1〕語頭への注記例

- 江相公(878 b) 覚快(841 a) 覚尋(724 d) 覚宗(1287 d) 覚道(1144 b) 覚明(1147 a) 覚王(1142 d) 供奉(892 c) 供仏(892 c) 恭敬(1191 d) 故亡父(1159 d) 劫(1307 a) 勲功(1156 a) 化導(722 d) 頭(1183 b) 頭密(842 a) 駿馬(1160 d) 卒(1211 c) 照陽殿(1302 b) 證南院(1284 c) 性照(1140 a) 修(889 c) 修法(899 a) 新羅(1107 a) 先生(403 a) 率(1178 c) 殿中(927 c) 般若寺(1207 d) 太子(1087 a) 太上皇(1181 a) 塔廟(1231 c)
- 〔I-2〕語中尾への注記例
- 上綱(830 a) 舞閣(474 c) 守覚(890 b) 源覚(1283 b) 房覚(899 d) 永覚(1243 c) 行宮(1273 b) 皇后宮(614 b) 三官(1198 a) 電載(1191 c) 貞観(1254 a) 冥顕(1150 b) 澄憲(1249 b) 大宰(288 d) 弓箭(333 c) 逆即是順(552 d) 猶子(715 a) 長子(650 d) 昌俊(79 b) 諸州(1138 c) 荊州(474 c) 揚州(474 c) 愛執(1075 c) 仏照禪師(225 d) 遍照寺(1302 b) 教主(1053 b) 冥衆(753 c) 両職(1271 a) 盛者(878 b) 王者(263 c) 案内者(232 b) 消息(515 d) 故三位殿(1089 b) 横死(741 b) 信西(292 d) 螢雪(853 c) 高声(403 d) 赤山(1249 a) 靈山(1256 d) 叡山(751 a) 比叡山(264 c) 育王山(225 b) 高雄山(1152 c) 金峯山(943 d) 光明山(405 c) 陰陽師(746 a) 善所(1314 c) 七党(925 b) 成等(1300 c) 上東門院(898 a) 五智院(

1284 c) 日本国中(115c) 天中(983a) 能転(115c) 西北(753a) 敗北(1179a) 西光法師(854b) 受法(1232d) 虎口(1159b) 蜂起(746c) 和氣(1151b) 上卿(661b) 不次(1187a) 路次(950b) 歳次(1142b) 春秋(1227a) 江太夫(917b) 小弥太(520d) 平太(1094c) 堂塔(1082a) 三塔(1251a) 漢天(683a) 五町(1252d) 同胞(1159d) 玄鑿(1150c) 兩宗(850b) 囀請(752a) 李將軍(221d) 神器(212b)

「I-1」の場合、「清ム」注記が付されている諸字は次の如く、注記意図が或程度理解できそうなものとそうでないものとに二分されようである。

- (i) 覚・殿・先・般・太・江・供
 (ii) 恭・故・顯・率・卒・照・性・證・劫・修・新・勲・塔・駿・化

(i)について、「覚(牙音清音字入聲)」字は「学(喉音濁音字入聲)」字と字形も類似し声符を共有しており同韻であるので通用されていた。「学」は「韻鏡」濁音字匣母の字であるが譜本作成当時呉音読み「ガク」が支配的であった。それ故、類推をおこして「ガク」と読まれないために注記したと思われる。

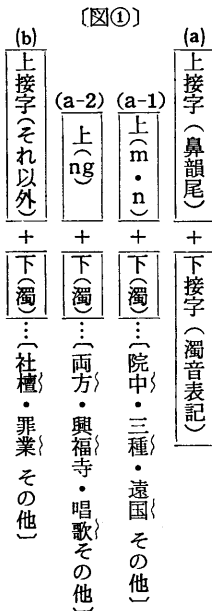
「殿」字は「宮殿」とか「殿堂」とかいう殿舎の意の呉音読み「デン」が優勢だったため、「先」字は「前(韻鏡濁音字從母)」字との類推で「ゼン」と呉音形に濁って読まれることを防ぐため、「太」字も「盤(韻鏡濁音字並母)」字との類推を防ぐため、「太」字はその当時頻用されていた「大(韻鏡濁音字定母)」字との類推防止、また「大夫・大士・大臣」等との識別作用のため、「江」・「供」字は「江師・供御」等のような語の存在を契機として濁って

読まれてしまうおそれがあったため、敢えて注記したのではないだろうか。

(ii)について、「恭・故」など右に「ク・コ」とフリカナを振り、さらに「清ム」注記を付しているがその注記意図を十分に理解することができない。但し、注記されたものが尾崎本の伝授物以下に多く看取されることは注意を要する。

「I-2」の場合、その上接字が鼻韻尾を有しているか否かによってその注記意図に若干の違いが生じてくると思われる。

一般に、上接字が鼻韻尾を有する場合、下接字音語は原則として連濁するという法則は随分古くから指摘されている。最近でも奥村三雄氏・小林芳規氏・沼本克明氏等いろいろな諸氏がそれぞれ違った資料を用いながらこれを補っている。



それで図①に示すようにして平曲譜本を調査したところ、やはり上接字に鼻韻尾を有する場合にいわゆる連濁化現象が多く起っている。とすると注記例のうち過半数以上の上接字に鼻韻尾を有するもの(源覚・漢天・天中・電載・三官・長子・盛者・貞観…)は譜本成立当時一般に連濁していたと思われる。それ故、注記者自身が耳で聴き覚えてきた語りの音とに相違があるためどうしても「清ム」

注記が必要だった。一応「韻鏡」清音字・次清音字の語中尾での「清ム」注記は連濁形を否定しようとするものといえそうである。併し、例えば、「者」については「盛者・案内者・王者」では「者」に清ム注記がほどこされているが、「長者・亡者」等では「者」に濁点を付しているといったように音韻論的には同じ環境にあっても「清ム」注記のある場合とない場合とがある。

一方、上接字に鼻韻尾を有しないもの（舞闇・太宰・高声・和氣・七党…）についてはやはり譜本成立当時、一般にその濁音読みが一般的であったために注記したと思われ、それ以外の積極的な理由はなさそうである。

以上、「韻鏡」清音字・次清音字への注記意図を簡単にみてきたわけであるが、「清ム」注記の効果がよく生きているものとそうでないものとが存する。前者は、譜本作成当時、類推や連濁などによってともすると濁って読まれてしまいそうなので耳で聴きおぼえてきた伝承音当時の語り音を反映させるためにはどうしても「清ム」注記を付さざるを得なかったというような注記意図が想定される。後者については、伝統的にうけついできた平曲特有の語りか、もしくは注記者自らの意図によるものか現時点では判定し難い。

特に語頭の場合、「韻鏡」清音字・次清音字でも日本漢字音としては濁音によるものがあつたという岡本氏の御指摘も考えに入れる必要があるのかもしれない。

〔Ⅱ〕「韻鏡」清濁音字の場合

「韻鏡」清濁音字への「清ム」注記例は「家人」(332 d) 夫人」(327 a) の二例のみで、ともに日母の「人」字である。ここで漢語の日母は日本の漢音で濁、呉音でナ行となるのが通則である。この場

合「人」字への「清ム」注記は漢音ジンはなく呉音ニンに読ませたいための注記と思われる。つまり譜本当時「唐人・凡人・行人・無人・文人・冷人・美人…(それぞれ「人」に濁点あり)」に見られる如き漢音ジンの読み方がかなり盛んだったために伝承音当時から呉音ニンの読みを遵守するには「清ム」注記が必要だったと考えられる。

この「家人・夫人」への注記などは清濁の変化とは関係なく、漢音読み・呉音読みというような漢字の読み方を示すためのものである。「清ム」注記は、勿論清濁の問題に関する注記であるが、そこには音声としての清濁変化とは関係のない注記も存していたわけである。

〔Ⅲ〕「韻鏡」濁音字の場合

〔Ⅲ-Ⅰ〕語頭への注記例

号(328 a) 降人(996 d) 宮(691 d) 玄応(1192 c) 群(1166 d) 群弟(1187 b) 罪業(534 c) 在地(983 d) 残害(1192 c) 前司(211 c) 前駆(1116 c) 全真(1276 b) 存(1160 b) 実定(1272 d) 述懐(108 b) 神(1161 d) 神器(212 b) 神火(1340 c) 神輿(295 d) 神威(1182 b) 神国(1161 d) 神幣(1168 b) 神明(1179 a) 神竜(957 b) 神泉苑(1261 a) 時俗(1183 c) 上古(351 a) 上皇(1247 d) 上卿(661 b) 上宰(1187 d) 上東門院(898 a) 上洛(1160 c) 承久(634 a) 承悦(1182 d) 承和(1209 c) 禪師(731 a) 大化(1225 c) 大虚(1153 a) 大守(1186 c) 大掖(414 b) 大功(1150 a) 大将(1105 c) 大臣(828 c) 大石(514 d) 大切(1150 a) 大略(620 c) 大相国(476 d) 大宗国(225 c) 大理(711 c) 待賢門(641 b) 道路(1177 a) 道風(221 d) 通乘(740 d) 堂上(428 c) 地(279 d) 地久(1181 a) 田

甲 (1285 d) 田代 (226 a) 電載 (191 c) 土宜 (191 a) 土木 (180 b) 土貢 (191 a) 同類 (1178 a) 同興 (1220 d) 童形 (1208 d) 独粘 (267 c) 塵芥 (1148 b) 暴逆 (1192 c)

〔Ⅲ-2〕語中尾への注記例

平賀 (1122 a) 長河 (1178 a) 洪河 (957 a) 英豪 (1186 d) 神功皇后 (1107 a) 皇后 (218 d) 大極殿 (1238 c) 安全 (1182 b) 花族 (556 d) 勝事 (218 d) 三事 (228 d) 番士 (744 c) 靈神 (1249 c) 助嗣 (901 c) 五旬 (416 c) 灰燼 (1253 c) 一時 (1150 c) 片時 (1187 c) 太上皇 (1188 a) 海上 (1087 c) 主上 (632 b) 庭上 (60 b) 大臣 (828 c) 両氏 (216 b) 岩石 (1160 d) 尊大 (1159 b) 後代 (1147 b) 累代 (1182 b) 馬臺 (1186 d) 姑蘇臺 (956 d) 政道 (632 b) 天道 (1149 b) 歌堂 (474 c) 堂堂 (725 c) 勝地 (1227 b) 靈地 (1152 c) 林池道 (223 b) 群弟 (1187 b) 三條 (180 b) 來牒 (1185 d) 返牒 (1172 c) 礼奠 (1144 b) 漢土 (1310 a) 外土 (692 b) 小童 (240 c) 須藤刑部 (1289 d) 凶徒 (59 b) 垢塵 (1177 b) 調伏 (1212 d)

表①②から看取されたように、「清ム」注記のついた漢字は、その過半数以上のもの(比率にして 117/229、0.51)がこの「韻鏡」濁音字に集中している。「韻鏡」濁音字は、一般に日本の漢音清・呉音濁といった対応関係があると言われている。このことを考慮に入れると「韻鏡」濁音字の場合、譜本作成期に於いては呉音読みの方が優勢で、呉音との混読をなげるために「清ム」注記を付したとも思える(連濁形に関する注記だった可能性もなげなければならない)。併し、もしも呉音との混読をさけるための注記意図が忠実になされたとしたらもっと多くの「韻鏡」濁音字への注記が見出され

るはずである。即ち、注記者はその当時の音との相違から判断して機械的・盲目的に注記したのではなく、あくまでも語りの伝統性に立った上で、注記者自らもつ尺度に照合させることによってなしたと思われる。以下、〔Ⅲ-1〕・〔Ⅲ-2〕の注記例の内、特徴的なものをとりあげて若干の考察を行なう。

先ず、〔Ⅲ-1〕語頭の場合、その注記例は異なり字数二・三九例中六八例、比率にして 68/229、0.297 存する。その中、「大」(定母)字への注記をみると13例も存する。このことは「大」が当時頻用され、その呉音読みが一般的であった。それ故、このままだと自分か耳で聴き覚えてきた音と違った音(濁音)つまり結果的には呉音に一致する形)に読まれてしまうおそれが強いから、清音の伝統形を守るためにはどうしても「清ム」注記が必要だったと考えられる。又、日常あまりもちいられない文字については、字形や声符からの類推などによって、濁音形に読まれてしまう危険性をよく知っているため、「清ム」注記を付すことによって伝統的な清音形(結果的には漢音に一致する形)を維持する必要性があったと思われる。

この場合、「韻鏡」の清濁を判定の基準にすると、あたかも「韻鏡」濁音字の語頭に存する諸字は全て清んで漢音形に読まれていたとそれそうであるが一概にそうとも言えない。

例えば、尾崎本で一字について漢呉両読のある語「神」からなる複合語 (1) 神器 (Ingu) 神靈 (Xinxu) 神興 (Xinyo) 神徳 (Xintou) 神妙 (Xinbeo) … 傍線部下清符 (2) 神官・神龜・神馬 (Hime) 神殿 (Xinden) 神入 (Hinin) 神拜 (Hinbai・Hinpai) ・神宝・神領 (Hincio) … 波線部に濁点・フリカナ(括弧内は日葡辞書)において、漢音シンに読むか呉音ジンに読むかはその音韻論

的環境からいったらどちらの読みも可能であるが譜本ではだいたい一音に固定しているようである。つまりそこには「神器・神璽」の時には清ム注記をつけるが「神官・神人」の時にはつけないといった語彙による偏りが認められる。こうして見るとどの時期においていかなる音に既に完全な語彙音としての固定化^{定着}が完了していたかということが問題になってくる。このことについては、伝承当時から譜本当時にかけて漢語語彙における漢音読みと吳音読みとの分布がどの様な状態だったかという事が重要課題となるが、それについては出自が仏典か漢籍か、又使用される場面・文脈上の関係はどうか等いろんな面に關する検討が必要になる。

次に、(Ⅲ—2) 語中尾の場合も(Ⅲ—1)と同様に譜本当時吳音読みが支配的だったので伝統的な語りの音(漢音)を反映させるために「清ム」注記を付したものがほとんどであるが、「岩石・両氏」などの注記例にみられるように連濁して濁音に読まれる危険性をふくんだ文字についても注記をほどこしている。(Ⅱ—2)・(Ⅲ—1)で言及したことと重なるが「海上・主上・庭上・太上・皇」等は「上」の字に清ム注記が付される一方「砥上・無上・従上・世上」等「上」の字に濁点を付したのも存し、やはり語彙による偏りが認められる。

更には言え、この場合同じ語形に關し、甲譜本では清ム注記、乙譜本では濁点を付したような例が或程度存する点にも注意せねばならない。

濁点の解釈についてもいろいろ難しい問題があるのかもしれない。

(三)

以上、筆者なりに尾崎本の「清ム」注記には如何なる傾向性があり、その注記は何を意図したものであるかを分析的に考えてきた。一部その注記意図が判然としないもの、語彙による偏りがあるものなどが存したが、二節で示した如く「大・神・上」など同一の文字に対して注記を加えたものが「韻鏡」濁音字に、はなはだしくめだっている。このことは譜本当時その吳音読みが一般に定着していたことを物語っている。また「韻鏡」清音字・次清音字の語中尾に多く存する注記例からその当時連濁して普通濁音形に読まれていたことが推測される。

これらから譜本に存する「清ム」注記が平曲伝承当時の漢語の清濁を決定する資料になり得るかどうかということが問題となるがこのことについては今後濁点・フリカナ、諸譜本との関係、他資料との比較などを通して一語一語を吟味していく必要があるので速断は控えることにして、譜本に反映した「清ム」注記よりその当時の清濁状況の一端が見取れるように思われる。

但し、本稿の如き考え方を濁点やフリカナにも適用してくると△その漢字に濁点・フリカナが付されるという事は、つまりそれが一般的なよみ方でなかった証拠△というようなことにもなりかねない。なおよく検討すべきだろう。

〔注〕

- 1 奥村三雄氏「平曲譜本の研究」(昭56年桜楓社)第九章参照。尚、発音注記については他に金田一春彦氏「平曲の音声」(下)、「日本音声学会々報」99・101)等がある。
- 2 抄物大系刊「玉塵抄」(中田祝夫氏編・勉誠社)を用いる。頁数はそれに依る。
- 3 抄物資料については、来田隆氏「抄物における「清」注記」(「国語学」84集)参照。
- 4 柳田征司氏「詩学大成抄の国語学的研究影印篇上・下」(清文堂)を用いる。以下示す頁数はそれに依る。
- 5 「春秋」について
「春」は韻鏡外転十八合平声齒音次清三等。平曲「春秋(尾崎本117a)」その他は全て無表記。日葡辞書「Xunkū, Xunji」三年版落葉集「春秋」、詩学大成抄43頁には「春秋」高山寺藏古往来院政末鎌倉初期點「春秋」(注13引用論文より)。北院御室守覚親王の「右記」(「群書類從」二十四輯)や「徒然草」の百六十段によると鼻音の後位の連濁が鉄則でなかったことが知られる。
- 6 大学堂書店影印本を使用し、頁数はそれに依る。例えば(80a)は80頁右上を示す。
- 7 臨川書店影印本を使用する。尚頁数はそれに依る。
- 8 拙稿「九州大学蔵『平語』について」(「文献探究」11号)参照。
例えば「清ム」注記の出現率をみると〔I〕(24〜135頁)〔II〕(138頁以降)において、〔I〕は約1・8の範囲なのにはほぼ同数の注記例が存している。即ち、〔I〕では約6頁、〔II〕では1.5頁に一つ「清ム」注記が出現している。この尾崎本に認められる発音注記の偏向は今後いろいろな面から検討を加える必要があると思われる。
- 10 漢字音の場合、連濁関係という様な事その他、もともとの清濁関係も問題になる故、「韻鏡」の清濁区別を示した。また「清ム」注記が付された位置を語頭・語中尾に分けることについてはかなり考慮を要するが、便宜上、奥村三雄氏が「発音注記例一覽の説明」(「平曲譜本の研究」67〜77頁)でなさっているのに依った。
- 11 小松英雄氏「不濁点」(「国語学」80集)参照。
- 12 「字音の連濁について」(「国語国文」第13巻)
- 13 「院政鎌倉時代における字音の連濁について」(「広島大学文学部紀要」第29巻)
- 14 「平安鎌倉時代に於ける日本漢字音に就ての研究」(昭57年、武蔵野書院)本論参照。
- 15 岡本勲氏「日本漢字音に於ける頭字音の清濁」(「韻鏡清の字にして日本字音濁音となるものに就て」)(「国語国文」第37・38巻)
- 16 注14付論第三章「変体漢文訓読に於ける字音語の性格」等参照。